

令和2年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第二部会	事業コード	33100101
事業名称	商店街活性化事業	事業担当課	産業振興課

1 第2回外部評価委員会 質疑応答内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
1	長い期間、事業を行っているが、どのくらいの頻度で事業を変更しているのか。10年前と比較して変わっているもの、ここ1、2年で変更したものはあるのか。	一定のニーズがあって10年前から変更していない事業もあるが、毎年変更しているものもある。商店改修補助金を7月1日に50%、50万円に引き上げたが、前年度まで20%、20万円だったものを4月1日に30%、30万円に引き上げたばかりであったが、コロナの影響で年度途中に変更したものである。	
2	商店街のニーズの把握はどのように行っているのか。	商店街向けの補助金の説明会時のアンケート、産業団体との意見交換会に加え、直接商店街への訪問にて聴取している。また、予算編成時前にあらかじめ翌年度の要望を聴いて予算編成や補助金の要綱改正などを行っている。	
3	顧客である市民のニーズの把握はどのように行っているのか。	毎年発行している元気川口商品券のアンケートに質問項目を設けたり、市議会議員からの相談を受けるなどして把握している。	
4	要望をまとめた結果、この事業に決定したというような繋がりの分かる資料はあるのか。	個別の商店街や地域ごとの要望と直接関連付けた事業の変更や要綱改正等はない。	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
5	様々な要望を集約した結果、産業振興課の判断で決めるということか。	市の商店街連合会との意見交換の中で、今までの経緯を踏まえて翌年度の予算配分の中で決定していく。	
6	毎年の補助のメニューは決まっているのか。	商店街によって異なる。	
7	予算要求のタイミングで翌年度の希望の事業を商店街に要求してもらうのか。	そのとおりである。毎年夏頃に提出してもらっている。	
8	複数ある補助金の補助金額を積み上げた数字が決算額ということによいか。	そのとおりである。	
9	県費を除いた後の額なのか。	事業評価調書にある決算額は県費を含んだ額である。	
10	予算額と決算額の差額は補正しているのか。	予算は計画上の積み上げ額で、決算は実際に使った額なので差額が生じる。	
11	予算額を使い切れていない中で、予算額が伸びているのはなぜか。	ハード事業の補助金について3商店街から街路灯のLED化の希望があり予算計上したが、県の補助が受けられないこともあるが、希望したのが3商店街しかないということですので計上したもの。昨年度は決算額が見えてきた3月頃に減額補正をした。	
12	商店街からの提案や要望があったが、補助を断った例はあるのか。	新規事業については事前に相談があるので、ほぼない。なるべく要望に対する補助が受けられるようにしている。	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
13	規模の小さな商店街が補助を受けられないということはあるのか。	補助することが目的の事業なので少額でも認めている。会員が減少している商店街だと、商店街そのものの維持が困難な場合もあり、その起爆剤としてイベントを行っているものもある。	
14	商店街の活性化というよりも、商店街維持のための補助になっているということか。	現況では、部会長のご指摘について否めない部分もあるが、大型店との共存共栄を図りつつ、さらには、買い物難民問題を考慮しながら商店街の魅力発信について商店街側とも、議論を重ねているところである。	
15	そのような状況下では効果測定が必要と思うが、どのようなことを測っているのか。	KPIなど数値化はしていない。商店街が減少しつつある中で、補助金によってその減少速度を緩めているかなどについての具体的な検証はできていない。	
16	商店街の活性化というよりは維持のための補助になっているように感じる。それならば商店街の減少抑制に寄与したなどと表現したほうが効果としては測りやすいと思う。	—	
17	例えばLED化した商店街に電気料金の補助額を増やすなど、補助金にインセンティブを設けているのか。	ピンポイントのインセンティブはないが、LED化に対する補助そのものがインセンティブであると考えている。	
18	他団体と比較すると、川口市は額が大きいように思うが、どう思うか。	国の施策、都道府県のサポートの地域差、他団体との地域性の違いや要望の声の違いがあると思う。	
19	金額の大きさから考えて重点項目であると捉えてよいのか。	川口市の第5次総合計画の中に掲げられている項目でもあるので、重要な施策であると認識している。	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
20	資料2ページ上段、補助率の違いについて伺いたい。通常30%補助となっているところ、地域貢献事業者は50%補助となっているが、具体的に地域貢献事業者とはどういうものなのか。	川口市の地域貢献事業者に認定された商店街のことである。	
21	補助対象の商店街のほとんどが30%の補助率であると考えてよいか。	全体で62商店街中のR2年度現在では、9商店街が地域貢献事業者として認定されているが、比較的規模の大きい商店街である。	
22	規模の大きい商店街が補助を受けやすいということか。	商店街の規模に応じて地域貢献事業者認定への意欲やイベント開催の積極性は異なる。	
23	補助金自体の性質はインセンティブを与えるものと解してよいか。	ご指摘のとおり。	
24	実績から考えると、予算額が使い切れないぐらい申請が出てこない状況ともとれるが。	事業費の見直しや、補助金の上限額にあわせて圧縮した費用の積み重ねが、予算額との差額になっていると認識している。	
25	補助金を執行してほしいので、もっと商店街に事業を出してほしいということか。	前年度の商店街へのアンケートをもとに予算編成するので、それ以上の執行を見込むとなると臨時的なイベントをやってもらえない。	

2 第3回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	事業開始当初の昭和60年度と今は状況が異なるので、令和2年現在のコロナの影響を取り除いたビジョン、戦略を示してもらいたいと思う。これから商店街をどうしていきたいのか、規模の小さな商店街も救う方向なのか、発展している商店街に重点を置いて投資していくのか、または、配分をミックスして戦略を練っていくのか、今後の構想等でも構わない。	説明	<p>商店街活性化事業とは、商店街の活性化を推進し、商業者の経営の安定及び発展並びに地域社会に調和した潤いある街づくりに寄与するため、市内の商業団体に対し各種補助金を交付するものであり、社会情勢や生活環境の変化に応じた制度改革を実施してきた。</p> <p>しかしながら、大型店の進出や急速なインターネットショッピングの普及、さらには後継者問題等、商店街を取り巻く環境が著しく変化する中、これらの問題を解決していくことが最重要課題となっている。</p> <p>今後も引き続き総合計画に則し、商店街、商工団体、行政及び市民との調和を図りながら、地域の実情に沿ったイベントや販売促進事業の推進、空き店舗や休遊地の積極的な活用についても推進していくものである。</p>
2	予算の執行残について。特に平成29年度が予算に対して決算が小さいことの意味を説明してほしい。もっと活性化のために予算が使われるべきだが、できない状況なのか、各商店街の努力によって余ったものなのか。より具体的なデータを基に示してほしい。	資料	別紙のとおり。

2 第3回外部評価委員会にて回答する回答内容（別紙）

① 4年度別事業費（単位：千円）

予算費目		一般会計		07款	01項	02目	004細目	04細々目	商店街活性化事業	
年度		平成29年度		平成30年度			令和元年度		令和2年度	
予算額(A)		76,793		53,699			55,912		67,164	
決算額(B)=(C)+(D)		47,225		43,926			44,212			
財源※	特定財源(C)	4,087		3,156			3,299		6,416	
	一般財源(D)	43,138		40,770			40,913		60,748	
概算人件費(E)		8,970		9,085			9,085		9,085	
従事職員人数(人)	常勤	再任用	1.15	0.00	1.15	0.00	1.15	0.00	1.15	0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)		56,195		53,011			53,297		76,249	

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

問) 平成29年度の予算額と決算額の差が大きい理由について

答) 各年度の予算額と決算額の差額は下記のとおりである。

② 差額

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
差額(F)=(A)-(B)	29,568	9,773	11,700	

主な理由の1点目として、52細節のコミュニティ関連施設設置事業補助金について、平成30年度から未執行額（歳出・歳入含む）に対し減額補正を行っていることから、約1,100万円の残となった。

2点目として、59細節の商店改修事業補助金について、平成29年度より開始した事業であり、どの程度の申請があるか見極めることが困難であったため、予算額を多く確保しており、約700万円の残が生じたものである。

以上2点が大きな要因となり、差額が大きくなった理由である。

【参考】各年度の当初予算額及び減額補正額

③ 当初予算額

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	82,793	79,000	69,775	67,164

④ 減額補正額（③当初予算額と①の予算額の差額）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
減額補正額	6,000	25,301	13,863	0

令和2年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

部 会	第二部会	事業コード	23200501／22100851
事業名称	中学校・高等学校運動指導者派遣事業 ／部活動指導員配置事業	事業担当課	スポーツ課／指導課

1 第2回外部評価委員会 質疑応答内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
1	市としては、2つの事業を統合するという方針なのか。一方は補助が終了し、もう一方は補助を受ける中で拡充を考えているとあるが、方向付けは決まっているのか。	(指導課) 今後、2つの事業の統合も含め、どのような形で事業を進めることが学校にとって効果があるのか、市として具体的な方策を検討したいと思っている。	
2	もう一方の「運動指導者」は別途検討するということか。	(スポーツ課) それぞれの事業の特性がある。「部活動指導員」は部活動の顧問としての位置付けとなり、教職員の働き方改革につながるものであり、ニーズが高い。他方、「運動指導者」については短時間勤務でありながら、指導者や部活動の状況にあわせてピンポイントで指導にあたることなど有効性が高い。国と県の動向を見ながら、ニーズを把握し、統合するか、それぞれで実施するか検討していきたい。	
3	「運動指導者」の対象はスポーツのみで、「部活動指導員」はスポーツに限らないということでしょうか。	そのとおりである。	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
4	非常勤公務員の顧問として部活動指導にあたるのと、短時間でスポーツだけ教えるのではだいぶ性質が違うように思えるが、今ここで一挙に俎上にのせて議論してよいものか。	<p>(スポーツ課) 外部からの人財を活用することにより、部活動の維持向上を図るという点では共通している。その上で、今後の両事業の在り方を検討することにより、より効果的な方法を見出すことができるものと考えている。</p> <p>(指導課) この2つの事業を「統合ありき」で考えている訳ではない。それぞれ特色が違うことは認識しており、改めて、2つの事業をどのように推進することが、学校及び生徒、指導者にとって効果のあるものか確認する意義があると考えている。</p>	
5	枠組みとして考えると、「部活動指導員」の方が大掛かりな制度のように思われるが、そういう理解でよいか。	<p>(指導課) そのとおりである。教員の担う顧問とまったく同じ役割であり、大会の引率や監督、単独での指導も可能である。</p>	
6	顧問は法律上の用語なのか。実態として監督や大会の引率等を行っている指導者を顧問と呼んでいるのか。	<p>(指導課) 法令上の用語ではない。学校では通常、顧問と呼んでいるものである</p>	
7	顧問はスポーツ技術の向上にも貢献するのか。	<p>(指導課) 各中学校の教員は教科ごとに配置されているので、部活動の指導者として専門の教員がないこともある。現在ある部活動の維持のために、学校長が「部活動指導員」が必要と判断すれば配置する。「部活動指導員」は顧問が指導を行うものと遜色ない。</p>	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
8	「運動指導者」と「部活動指導員」が行う指導は同等と考えてよいか。それとも相当違いがあるものなのか。	(スポーツ課) 「運動指導者」は競技の技術・技能的なものへの指導に能力を発揮する。一方、「部活動指導員」は技術指導に加えて、顧問、保護者との連携などにも能力を発揮する。	
9	事業の統合に関して問題になるのは、市立高校への配置について。「部活動指導員」は市立高校は配置対象外ということか。	(指導課) そのとおりである。	
10	2つの事業を統合する場合、「部活動指導員」に寄せて統合するのが効率的であると思うが、市立高校への配置がなくなることへの対応策は検討しているのか、これから検討するのか。	(指導課) そもそも「部活動指導員」事業の対象は、中学校であるため、市立高校については、国・県の方針や動向を注視して検討してまいりたい。	
11	公平性という意味で、2つの事業の、指導者の選任方法について伺いたい。	(スポーツ課) 「運動指導者」は、原則1学校1部活動という条件で各学校に募集をかけて、希望があった学校に派遣する。人選は学校であり、地域住民を中心に選んでいる。	
		(指導課) 「部活動指導員」は、学校からの申請に基づき、教育委員会が採用する。人選は学校である。	
12	「部活動指導員」が市立高校を対象外としている理由は何か。	(指導課) 国の事業が中学校を対象としているためである。	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
13	「部活動指導員」の指導者の育成については、今までどおり学校に任せるのか、別途、市が育成する方法を検討しているのか。	(指導課) 補助要綱に地域人材の活用を謳っていることもあり、地域のことをよく理解している学校に任せるのが適当であると考えている。一方で、新規に就任した指導者に対しては研修会を開催しているが、今後の人材育成については検討が必要と思う。	
14	「部活動指導員」は部活動に費やす時間が非常に多い印象を受ける。人材が集まらないのではないかと。地域に豊富な人材がいるのか。	(指導課) ご指摘のとおりである。当課としても懸念しているところである。	
15	2つの事業を「部活動指導員」に統合していくとして、「運動指導者」は廃止が望ましいのか、存続をさせていくのか、ビジョンはあるのか。	(スポーツ課) 県の補助がなくなり、今後は市の単独事業となることから関係部局との調整が必要と考える。学校からのニーズも高く、部員の技術力の向上にも成果を出している事業であるので、学校の意見や市の方針を考慮しながら検討してまいりたい。現状としては、いずれの方向に定まっているものではない。	
16	教員ではない、一般人が部活動に関わることに対するクレームなど実例があれば伺いたい。	(指導課) 「部活動指導員」については、学校が人選をしているため、クレームは受けていない (スポーツ課) 「運動指導者」については、時間の制約等も緩やかなため、特に受けていない。	

No.	質問及び指摘内容	回答内容	備考
17	資料12ページの「配置校からの意見等」について。「2 顧問からの意見」の「(1) 部活動指導員の指導により、顧問教員の在校時間は減ったか」という設問に対する顧問の意見が、「思わない」「やや思わない」とした数が比較的多いように思う。事業が教員の負担軽減になっていないと考えるべきなのか。この結果に対する分析は何かしているのか。	(指導課) ご指摘のとおりである。しかしながら、以前は「そう思う」「やや思う」の項目を選ぶ顧問の数が圧倒的に少なかった。それと比較して「そう思う」「やや思う」という項目を選ぶ顧問が増えていることが一定の成果と考えている。教員の負担軽減としてはまだ改善の余地がある。	

2 第3回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	「運動指導者」と「部活動指導員」は、仕組みは少し違うが性格の似た事業である。統合の可能性について議論する場合に、両課共通のビジョンを示してほしい。働き方改革の流れの中で国は労働政策からの観点で方向を示しているが、教育委員会で実施する事業なので、教育的な観点からの事業の位置付けや仕組みをビジョンの中で示してほしい。	説明	2つの事業ごとのニーズがある。まずは、再度、ニーズを的確に把握するため、学校と指導者にアンケート調査を行っていく。その上で今後の両事業のビジョンとしては、部活動指導を通して、働き方改革の流れの中での教員の負担軽減とともに、各競技の技術及び技能の向上を図り部活動の充実・活性化を目指していきたいと考えている。このため、「統合ありき」ではなく、あくまでも、学校及び指導者のニーズに沿った採用となるような事業の進め方を検討していく。具体的には2案である。 ①将来的には部活動指導員に統合し、学校や指導者のニーズに合った勤務条件としていく。ただし、この場合市として設定したい勤務条件等が国の補助要件と合致するかの調整は必要である。 ②「運動指導者」の中には「部活動指導員」の勤務形態に移行できない指導者がいることから、現状通り2事業をそれぞれで進めていく。

No.	質問内容	回答方法	回答内容
2	人材に限られている中で、人をどうリクルートメントしていくかを検討いただき、アイデアを示してほしい。地域社会の形成とも密接に関わってくる問題である。	説明	<p>(スポーツ課)</p> <p>本事業は学校長が適任と選定した人材を申請する形を取っている。現在の指導者の多くは、学校と長年関係のある地域や市内の人、学校に在籍もしくは卒業した生徒の保護者、学校長や顧問の人脈、退職した教員などである。現在学校応援団組織が各学校にあるので、そういった人材の活用やスポーツ推進委員など地域住民の活用が考えられる。</p>
		説明	<p>(指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市ホームページ等で広く公募する。その上で、教育委員会の面接により「部活動指導員名簿に登録」、その後、学校からの応募をもとに学校長との面談により「部活動指導員として任用」する。 ・登録にかかる教育委員会による面接と任用後に実施する研修会を通して指導助言していく。また、学校の職員も任用後の研修会に参加させ、学校と指導員、部活動担当教員の連携を密にしていくよう指導助言する。
3	外部の人材を指導者として学校に配置することは、場合によっては生徒指導を行うなど、部員や学校と密接な関係になる。その際に起こりうるリスクの管理について、具体的なことを伺いたい。	説明	<p>(スポーツ課)</p> <p>実際の事故に対応するため、傷害、賠償責任に対応する保険(スポーツ保険)に加入している。過去4年は指導者に起因する事故の報告はない。併せて顧問と一緒に活動することが前提であり、複数体制を確保することから、事故発生率は単独での指導よりも下がると考えられる。また、「川口市立中学校・高等学校運動部活動指導者心得」によって啓発を行っている。</p>

No.	質問内容	回答方法	回答内容
4	限られた人材の奪い合いになることが想定されるが、兼業が可能なのか。どこまで認めるのか。少ない人材をどのように活かしていくのか伺いたい。	説明	<p>(スポーツ課) 本事業では兼業を認めている。これまで派遣した指導者の中には、複数校にまたがって指導している指導者や部活動指導員を兼ねて活動している人材もいる。2の回答の通り、指導者は学校や地域とのつながりのある人材なので、人材の奪い合いは想定していない。</p>
		説明	<p>(指導課) ・兼業は可能である。現在の勤務条件であれば兼業が可能であると判断している。 ・「奪い合い」の懸念については、2の回答どおり、人材の発掘・育成を通して、優れた人材を確保する努力をしていく。</p>
5	中学校の教員の負担が大きく疲弊しているといわれる中で、それを肩代わりする人材を求めているわけだが、1,600円から2,000円という単価は妥当なのか。単価から考えた負担が重いように思う。制度を維持、拡充する際に単価の考え方について伺いたい。	説明	<p>(スポーツ課) 本事業に関わる指導者は顧問と一緒に活動するが、教員の肩代わりをするわけではない。運動指導者は一回あたり2時間の活動に対して2,000円であることから、1時間あたり1,000円となる。活動内容から「部活動指導員」の1,600円と比べても、また、指導者は自身の有する専門的スキルを子供たちに伝えたいという思いで活動を行っていることから、報酬の単価としては不適切ではないと認識している。</p>
		説明	<p>(指導課) 国の補助金要件に、時給1600円という条件がある。そのため、時給1600円という条件に納得した方に応募いただくものと認識している。また、他の会計年度任用職員と比較すると、部活動指導員は高い報酬となっていることから、現在のところは、時給1600円が妥当であると認識している。</p>